

学校・学部名	事項	開校年月日
郡山ろう学校 高等部	新設	昭和49年4月1日

訟事件として裁判所に係属中のもの6件、県人事委員会に不利益処分審査請求事件として係属中のもの6件計12件である。
(なお、訴訟事件中、時間外勤務手当請求訴訟は実事件数としては17件である。)

昭和48年度において終結した事件は不利益処分審査請求事件の6件であり、いずれも審査請求の取り下げによるものである。又、新事件は2件あり内訳は訴訟事件・不利益処分審査請求事件各々1件である。

現在係争中の訴訟事件、不利益処分審査請求事件の概要および進行状況等は下記のとおりである。

第4節 訴訟事件

昭和49年3月31日現在、当教育委員会関係の争訟事件は訴

1. 訴訟事件の概要および進行状況等

番号	事件名	事件の概要	進行・状況等
1	懲戒処分取消請求事件(福島地裁昭和34年行第2号)	昭和33年9月15日、同10月28日、同11月26日教職員に対する勤務評定実施に反対するため県下において多数の教職員が上司の許可なく職場を放棄し、そのため多数の学校において正常な運営が阻害され非常に混乱が生じた。当教育委員会としては、このような行為は地方公務員法に違反するものとして、当時の県教員組合執行委員に対し懲戒処分を行ったが、加藤林外27名はこれを不服として、昭和34年1月20日福島地方裁判所に訴の提起をなしたものであるが、昭和47年9月19日白岩正吉を除いて訴の取下げがなされた。	取下げに伴い双方の求釈明及び釈明が数回行われた。今後、原告側代理人より準備書面の提出ある予定。
2	懲戒処分取消請求事件(福島地裁昭和36年行第9号)	昭和34年7月29日県立会津工業高等学校において県教育委員会主催の中学校の技術家庭研究協議会が開催された際、当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外約30名が会場に侵入し防害した。…(イ) 昭和34年8月13日から16日までの3日間、上記白岩正吉が8月14日から16日まで開催された県教育委員会主催の昭和34年度小学校教育課程研究協議会について話し合いを求め、そのまま態度にわたる退去要請にかかわらず、県教委両沼出張所会議室にすわりこみ、同出張所の正常な運営を阻害した。……………(ロ) 昭和34年10月6日から9日までの3日飯坂町で開催された東北北海道地区中学校教育課程研究協議会を阻止するため、県教組の指令のもとに県下教職員(他労組、県教組のものを含む約300余名)が動員され防害行動に参加した。また一部教職員はこの防害行動に参加するため上司の許可なく無断で職場を離脱した。…(ハ) 昭和34年9月8日、同11月27日、同12月10日の3回にわたり、勤務評定反対のための措置要求と称し、県下において多数の教職員が職場を離脱し、そのため多くの学校において正常な運営が阻害された。……………(ニ) 上述(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の四つの行為は全体の奉仕者たる教育公務員としての職務に違反するものであるとして、昭和34年12月末当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外52名に対し懲戒処分を行ったが、白岩正吉はこれを不服として昭和36年12月25日福島地方裁判所に訴の提起をなしたものである。(昭和47年9月19日、白岩正吉を除いて訴の取下げがなされた。)	1に同じ
3	時間外勤務手当等請求事件(福島地裁昭和43年行ウ第3号～第22号うち第5号、第16号を除く)	過去2年間における職員会議、修学旅行、クラブ活動の指導、臨海学校等について、正規の勤務時間を越えて勤務したと主張して福島市公立学校教員阿部寛志外28名が福島市外17市町村を相手としてその時間数に応じた時間外勤務手当の支払を求めて昭和43年5月16日及び17日の両日に福島地方裁判所に訴を提起したものである。 ※請求金額 計 270,043円	1. 県教育委員会は直接の当事者ではないが、実際上は県教育庁職員が各市町村の事務職員に併任され、訴訟事務を行っている関係から、県教育委員会が当事者的役割りを果たしている。 2. 昭和47年6月に裁判長より和解の勧告があり、以後数回に渡って双方間に話し合いがもたれている。